

議案第139号

政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例の一部を
改正する条例案

政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例（平成24年大阪市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

第3条第1項第5号中「第5号」を「第6号」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

条例の適用を受ける者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例 (抄)

(責 務)

第2条 次に掲げる者は、前条の目的を達成するため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職の選挙において特定の人を支持し、又はこれに反対するために職務上の組織若しくは権限又は影響力を用いているのではないかとの市民の疑惑や不信を招くような行為を、職務として行ってはならない。

(1)-(2) 省 略

(3) 教育長

(3)-(5) 省 略
(4) (6)

(活動の制限)

第3条 市長は、その任期満了の日の3月前の日から当該任期満了による選挙の期日までの間（市長について任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じたとき（当該選挙について公職選挙法第34条第4項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第1項に規定する最も遅い事由が生じたとき）にあつては、その旨を市の選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間。以下「一定期間」という。）において、次に掲げる行為を職務として行ってはならない。

(1)-(4) 省 略

(5) 第1号、第2号及び前号に掲げる行為を、前条第2号から第5号までに掲げる者（以下第6号

「副市長等」という。）に対し、職務として行うよう命じること

(6)-(7) 省 略

2 省 略